

○東京工業大学学術国際情報センター
共同利用専門委員会内規

平成21年3月26日
運営委員会制定

(趣旨)

第1条 東京工業大学学術国際情報センター規則(平成16年規則第78号)第19条第2項の規定に基づき、共同利用専門委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 高性能計算システム(以下「システム」という。)の外部機関(国内外の大学、研究機関及び企業等)からの利用に関すること
- 二 システムの課金に関する事項のうち、前号に関すること
- 三 その他学術国際情報センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)から付託された事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 副センター長(情報支援担当)
- 二 副センター長(先端研究担当)
- 三 先端研究部門高性能計算システム分野担当教員
- 四 先端研究部門高性能計算先端応用分野担当教員
- 五 先端研究部門大規模データ情報処理分野担当教員
- 六 運営委員会委員のうちから運営委員会が選出した者 若干人
- 七 学外の学識経験者のうちからセンター長が委嘱した者 若干人
- 八 その他の運営委員会が必要と認めた者 若干人

(任期)

第4条 前条第6号及び7号の委員の任期は、2年とし、重任、再任を妨げない。ただし、補欠による者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、運営委員会委員長が指名する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(意見の聴取)

第6条 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、研究推進部情報基盤課において処理する。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

この内規は、平成22年7月1日から施行する。